

社援基発 1223 第 3 号  
令和 2 年 12 月 23 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

社会・援護局福祉基盤課長  
（ 公 印 省 略 ）

「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について」  
の一部改正について

現在、政府においては、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印による手続負担の軽減等を図る観点から、順次、押印の廃止等行政手続の見直しを進めているところです。

今般、これらの一環として、社会福祉法人への寄附控除について所要の見直しを行うため、「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について」（平成 28 年 6 月 20 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を改正し、令和 3 年 1 月 1 日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、下記に示した本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、法人に対し、適切に指導をいただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 改正内容

様式について、押印を不要とする等の所要の改正を行う。

2 適用期日

令和 3 年 1 月 1 日

平成28年改正による社会福祉法人の税額控除制度の変更点

(傍線部分が変更点)

<p>「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について」 の一部改正について 令和2年12月23日社援基発1223第3号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知</p>	<p>税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について 平成28年6月20日社援基発0620第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知</p>
<p>(様式1)</p> <p>(略)</p> <p>2. 実績判定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで</p>	<p>(様式1)</p> <p>(略)</p> <p>2. 実績判定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで</p>
<p>(様式2)</p> <p>(略)</p> <p>年度分 寄附金受入明細書 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>上記寄附金の受領については、事実相違ありません。 社会福祉法人〇〇〇 理事長</p>	<p>(様式2)</p> <p>(略)</p> <p>平成 年度分 寄附金受入明細書 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>上記寄附金の受領については、事実相違ありません。 社会福祉法人〇〇〇 理事長 印</p>
<p>(様式3-1) &lt;絶対値要件(要件1)チェック表①&gt; ①実績判定期間(必須) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (略)</p>	<p>(様式3-1) &lt;絶対値要件(要件1)チェック表①&gt; ①実績判定期間(必須) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (略)</p>
<p>(様式3-2) &lt;絶対値要件(要件1)チェック表②&gt; ①実績判定期間(必須) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (略)</p>	<p>(様式3-2) &lt;絶対値要件(要件1)チェック表②&gt; ①実績判定期間(必須) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (略)</p>
<p>(様式5)</p> <p>(略)</p> <p>厚生労働省発社援 第 号 令和 年 月 日</p> <p>記</p> <p>(有効期限) 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで</p>	<p>(様式5)</p> <p>(略)</p> <p>厚生労働省発社援 第 号 平成 年 月 日</p> <p>記</p> <p>(有効期限) 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで</p>

(様式1)

令和 年 月 日

様

法人の名称  
代表者の氏名

### 税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定される要件を満たしていることについて証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

##### 1. 申請する要件

- <要件1>第三号イ(2)に規定された要件
- <要件2>第三号イ(1)に規定された要件

##### 2. 実績判定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

##### 3. 添付書類

- 寄附金受入明細書
- チェック表

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

(様式2)

## 年度分 寄附金受入明細書

(社会福祉法人の名称)

(事務所の所在地)

年 月 日～ 年 月 日

	氏名	住所	寄附金額	受領年月日	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※同一の者からの寄附金額のうち、基準限度超過額がある場合は、備考欄に記載してください。

上記寄附金の受領については、事実と相違ありません。

社会福祉法人〇〇〇 理事長

(様式3-1)

<絶対値要件(要件1)チェック表①>

☞ 実績判定期間内に、保育所等の定員等の総数が5000人未満の会計年度がある場合に以下の項目を入力してください。

①実績判定期間(必須)	年	月	日	~	年	月	日
②実績判定期間における月数(必須)	ヶ月	(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。					

③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300,000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。

③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数 (自動計算⇒)	#DIV/0!
④年平均の寄附金額 (自動計算⇒)	#DIV/0!

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑤定員等の総数(必須)					
⑥判定基準寄附者数 (実際の寄附者数)(必須)					
⑦判定基準寄附者数 (計算後の寄附者数)(自動計算⇒)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にしてください。

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑧寄附金額(円)(必須)					

(様式3-2)

<絶対値要件(要件1)チェック表②>

☞ 実績判定期間内に、社会福祉事業に係る費用の額が1億円未満の年度がある場合に以下の項目を入力してください。

①実績判定期間(必須)	年	月	日	~	年	月	日
②実績判定期間における月数(必須)	ヶ月		(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。				

③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300,000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。

③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数	(自動計算⇒)	#DIV/0!
④年平均の寄附金額	(自動計算⇒)	#DIV/0!

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑤社会福祉事業に係る費用の額の合計額(※)(必須)					
⑥判定基準寄附者数(実際の寄附者数)(必須)					
⑦判定基準寄附者数(計算後の寄附者数)(自動計算⇒)	0	0	0	0	0

※ 社会福祉事業に係る費用とは、事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいいます。  
同費用の額が1億円未満の年度については、当該年度の事業活動内訳表を添付して提出してください。

実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にしてください。

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑧寄附金額(円)(必須)					

(様式 5)

厚生労働省発社援 第 号  
令和 年 月 日

殿

厚生労働大臣

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

年 月 日から 年 月 日まで

なお、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成 28 年財務省令第 22 号)附則第 19 条の規定により、本証明書は平成 28 年分の所得税から適用されることとなります。

※括弧内は同令の経過措置の適用を受ける場合にのみ記載。